株式会社　ランドビジネス

定　　款

定　　款

第１章　総　　則

第１条　（商号）

当会社は、株式会社ランドビジネスと称し、英文ではLAND BUSINESS CO.,LTD. と表示する。

第２条　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記商品の売買並びに輸出入業、問屋業、仲立業、代理業
   ①各種建築資材、住宅設備・機器、家具、インテリア、食器類及び生活雑貨品
   ②食料品、砂糖、塩、油脂及びこれらの原料、飼料、肥料、農水産物、畜産物、加工食品、酒類、その他の食料、飲料
   ③各種繊維製品及びこれらの原料
   ④ゴム、パルプ、皮革、毛皮、紙及びこれらの製品
   ⑤動物、植物
   ⑥貴金属、宝石及び美術品
   ⑦石炭、石油、天然ガス、水素その他燃料及びこれらの副製品
   ⑧鉄、非鉄金属及びこれらの製品
   ⑨各種機械器具、電気・電子・通信機械器具、医療機械器具及び車両、船舶、航空機、宇宙機器、その他の輸送機器並びにその部分品、計量機
   ⑩工業薬品、医薬品、医薬部外品、劇毒物、化粧品、火薬類、合成樹脂、化学製品
2. 不動産業
3. 建設業並びに建設コンサルタント、測量及び設計監理業
4. 教育・医療施設、ショールーム、スポーツ施設、浴場及び飲食店の経営並びに旅館業、旅行代理店業
5. 投資業、商品投資販売業、商品投資顧問業、証券投資顧問業、信託業、信託受益権販売業、投資信託委託業、投資法人資産運用業
6. 著作権、特許等の知的財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用、処分並びにこれらの仲介
7. 温泉の供給及び開発
8. 有価証券の運用、売買及び仲立
9. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業及びこれらの代理業、貨物利用運送業、倉庫業並びに通関業
10. 山林業、製材業、木材加工業
11. 廃棄・再生処理業
12. 古物売買業
13. 動産の賃貸業
14. 金銭の貸付、債務の保証・引受、各種債権の売買、為替取引及びその他金融業
15. 発電及び電気の供給・売買
16. 情報の収集・処理・提供並びに電気通信事業、広告業、出版業、放送業、印刷業、翻訳業、音響著作物の製作及び販売業
17. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
18. 労働者派遣業、有料職業紹介事業、人材の職業適性能力開発のための研修・指導及び教育事業
19. 経営、労務、経理事務等の事務代行業
20. 企画、コンサルティング業
21. 前各号に関連する一切の事業

第３条　（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第４条　（機関の設置）

当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第５条　（公告方法）
当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　株式及び端株

第６条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、73,800,000 株とする。

第７条　（単元株式数）
当会社の単元株式数は、100 株とする。

第８条　（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第９条　（株式取扱規程）
当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第 10 条　（基準日）
当会社は、毎年事業年度末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 11 条　（招集の時期）
当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第 12 条　（招集権者及び議長）
株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 13 条　（決議の要件）
株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第 14 条　（電子提供措置等）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 15 条　（議決権の代理行使）
株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 16 条　（議事録）
株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役及び取締役会

第 17 条　（取締役の員数）
当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 18 条　（取締役の選任方法）
取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

第 19 条　（取締役の任期）
取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 20 条　（代表取締役及び役付取締役）
代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条　（取締役会の招集権者及び議長）
取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 22 条　（取締役会の招集通知）
取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第 23 条　（取締役会の決議方法）
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。
2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役の承認決議があったものとみなす。

第 24 条　（取締役会の議事録）
取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 25 条　（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条　（取締役の報酬等）
取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 27 条　（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第５章　監査役及び監査役会

第 28 条　（監査役の員数）

当会社の監査役は、３名以上とする。

第 29 条　（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

第 30 条　（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条　（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第 32 条　（監査役会）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第 33 条　（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 34 条　（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 35 条　（監査役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第６章　計　　算

第 36 条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

第 37 条　（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年３月末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 38 条　（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 39 条　（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

第１条　（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2. 本条の規定は、2022 年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以　上

平成 25 年４月１日一部改定

平成 27 年 12 月 18 日一部改定

平成 30 年 12 月 20 日一部改定

令和４年 12 月 20 日一部改定